

借用書

収入印紙

借入れの内容

貸主	
借入金額	
借入日	
返済期日	
利息	
遅延損害金	
返済方法	

借主は、上記のとおり貸主から金員を借り受け、本日これを受領した。借主は、次の条項に従って返済することを約する。

第1条（返済）

借主は、借入金を上記の返済期日までに、上記の返済方法により一括して貸主に返済する。

第2条（期限前の返済）

借主は、返済期日の前であっても、借入金の全部又は一部をいつでも返済することができる。

第3条（遅延損害金）

借主が返済期日までに返済しないときは、返済期日の翌日から支払済みまで、未返済の金額に対し上記の遅延損害金の割合による金員を支払う。

第4条（期限の利益の喪失）

借主について次のいずれかの事由が生じたときは、借主は、貸主からの通知又は催告がなくても当然に期限の利益を失い、直ちに借入金の残額を返済する。

- 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続の申立てがあったとき
- 差押え、仮差押え又は強制執行を受けたとき
- 貸主に通知しないで住所を変更し、所在が分からなくなったとき

第5条（住所等の変更）

借主は、住所、氏名又は連絡先を変更したときは、直ちに貸主に通知する。

年 月 日

借主

住所

氏名

印